

2
0
1
3

香港國際仲裁中心 管理仲裁規則



香港國際仲裁中心
Hong Kong International
Arbitration Centre

香港国際仲裁センター 管理仲裁規則

香港国際仲裁センター 管理仲裁規則

発効日：2013年11月1日

序文

本規則は、管理仲裁による仲裁手続の形式および便宜を図ることを求める当事者による利用を目的として、香港国際仲裁センター（以下、「HKIAC」という）の理事会によって採択されたものである。

適用

本規則は、紛争発生の前を問わず、いかなるときであれ、仲裁合意においてまたは書面による合意によって採用することができる。本規則は、国内外を問わず、仲裁手続において使用するため採用することができる。本規則の適用範囲に関する条項は、1条に定められている。

有効性

本規則は、本規則の1条の規定に従って採択され、2013年11月1日をもって効力を生じるものとする。

推奨条項

1. 将来的に発生する紛争を本規則に従い仲裁に付託することを希望する契約当事者は、以下の標準的な条項を採用することができる。

「本契約に起因もしくは本契約に関連して生じる一切の紛争、論争、意見の相違または請求（本契約の存在、有効性、解釈、履行、違反または終了に起因もしくは関連するものを含む）、または、本契約に起因もしくは本契約に関連して生じる契約外の義務に関する紛争は、仲裁通知書が提出された時点で有効な香港国際仲裁センター管理仲裁規則に基づき、香港国際仲裁センター（HKIAC）が管理する仲裁に付託され、最終的に解決されるものとする。

* 本仲裁条項の準拠法は.....（香港法）とする。

仲裁地は、.....（香港）とする。

** 仲裁人の人数は、（一人または三人）とする。
仲裁手続は、.....（言語を記入する）で行われるものとする。 仲裁地は、（香港）とする。」

* 任意的条項。この条項は、特に実体的な契約準拠法と仲裁地法が異なる場合に導入されるべきである。仲裁条項の準拠法は、仲裁条項の形成、存在、範囲、有効性、適法性、解釈、終了、効果、執行可能性を決定し、仲裁条項の当事者を特定しうる。もっとも、仲裁条項の準拠法は、実体的な契約準拠法に代わるものではない。

** 任意的条項。

2. 仲裁条項または仲裁に関する従前の合意が存在していない、現在進行中の紛争の当事者は、かかる紛争を香港国際仲裁センター管理仲裁規則に基づき仲裁に付託することを希望する場合、以下の条項によって、本規則に基づき仲裁に付託することを合意することができる。

「下記に署名した者は、いかに起因もしくは関連して生じる一切の紛争、論争、意見の相違または請求（契約外の義務に関する一切の紛争を含む）を、香港国際仲裁センター管理仲裁規則に基づき、香港国際仲裁センター（HKIAC）が管理する仲裁に付託することに合意した。

（すでに発生したまたは今後発生する可能性がある、紛争、論争、意見の相違または請求が準拠する契約の概要を記入）

* 本仲裁条項の準拠法は、.....（香港法）とする。

仲裁地は、.....（香港）とする。

** 仲裁人の人数は、.....（一人または三人）とする。仲裁手続は、.....（言語を記入する）で行われるものとする。

署名： _____（申立人）

署名： _____（被申立人）

日付： ____年 ____月 ____日」

* 任意的条項。この条項は、特に実体的な契約準拠法と仲裁地法が異なる場合に導入されるべきである。仲裁条項の準拠法は、仲裁条項の形成、存在、範囲、有効性、適法性、解釈、終了、効果、執行可能性を決定し、仲裁条項の当事者を特定しうる。もっとも、仲裁条項の準拠法は、実体的な契約準拠法に代わるものではない。

** 任意的条項。

目次

第I章	一般規程	
第1条	適用範囲	6
第2条	通知および期間の算定	7
第3条	本規則の解釈	9
第II章	仲裁の開始	
第4条	仲裁通知書	11
第5条	仲裁通知書に対する答弁書	13
第III章	仲裁廷	
第6条	仲裁人の人数	16
第7条	単独仲裁人の選任	16
第8条	三人の仲裁人の選任	17
第9条	仲裁廷の確認	18
第10条	仲裁廷の報酬および費用	19
第11条	仲裁廷の資格および忌避	20
第12条	仲裁人の交替	23
第IV章	仲裁の遂行	
第13条	一般規定	24
第14条	仲裁地および法廷地	25
第15条	言語	26
第16条	請求陳述書	26
第17条	抗弁陳述書	27
第18条	請求または抗弁の修正	28
第19条	仲裁廷の管轄権	28
第20条	追加の陳述書	30
第21条	期間	30
第22条	証拠および審問	30
第23条	暫定的保護措置および緊急的救済	32
第24条	費用の担保	34

第25条	仲裁廷が選任した専門家	34
第26条	懈怠	35
第27条	追加当事者の参加	36
第28条	仲裁の併合	40
第29条	多数契約に基づく単一の仲裁	42
第30条	手続の終結	43
第31条	権利放棄	43
第V章	仲裁廷による仲裁判断、決定および命令	
第32条	決定	44
第33条	仲裁費用	44
第34条	仲裁判断の形式および効力	45
第35条	適用法および友誼的仲裁人	47
第36条	和解および終了の理由	47
第37条	仲裁判断の訂正	48
第38条	仲裁判断の解釈	49
第39条	追加的な仲裁判断	50
第40条	仲裁費用の予納金	50
第VI章	その他の規定	
第41条	簡易手続	52
第42条	秘密保持義務	53
第43条	免責	55
附属規程1	登録手数料および管理手数料	56
附属規程2	仲裁廷の報酬、費用および諸条件	58
附属規程3	仲裁廷の報酬、費用および諸条件 係争金額を基準とする	63
附属規程4	緊急仲裁人手続	67
謝辞		73

第I章 一般規程

第1条 適用範囲

- 1.1 本規則は、仲裁合意（紛争が発生した前後に締結されたか否かを問わず）において、(a) 本規則を適用すべきことが定められているか、または、(b) 下記の1条2項および1条3項に従うことを前提として、「HKIACによって管理される」仲裁もしくはこれと同様の趣旨を有する文言が定められている場合に、仲裁に適用されるものとする。
- 1.2 本規則のいずれの規定も、紛争または仲裁合意の当事者が、仲裁人選定機関としてHKIACを指名すること、または、本規則に定められた規定を仲裁に適用することなくHKIACによる一定の管理サービスを要請することを妨げるものではない。疑義を回避するため付言すると、本規則は、仲裁合意が他の規則（HKIACによって随時採用される他の規則を含む）に基づく仲裁を定めている場合には、適用されないものとする。
- 1.3 1条4項に従うことを前提として、本規則は、2013年11月1日をもって効力を生じるものとし、当事者による別段の合意がない限り、2013年11月1日以降に仲裁通知書が提出されている、1条1項に該当するすべての仲裁に適用されるものとする。
- 1.4 当事者による別段の合意がない限り、本規則が効力を生じる前に仲裁合意が成立している場合、23条1項、28条、29条および附属規程4に定められた規定は適用されないものとする。

第2条 通知および期間の算定

2.1 本規則に従って与えられる通知またはその他の書面による伝達は、下記のいずれかの事由に該当する場合に、一方の当事者、仲裁人またはHKIACによって受領されたとみなされるものとする。

(a) 以下の住所に、直接手渡し、書留郵便または宅配便で配達されたとき

(i) 仲裁における書面で通知された、名宛人またはその代理人の住所

(ii) (i) に該当しない場合は、当事者間の契約に明記された住所

(iii) (i) または (ii) に該当しない場合は、通知が配達された時点で、名宛人が世間に公開している住所

(iv) (i)、(ii) または (iii) に該当しない場合は、名宛人の最後に判明している住所

(b) 以下の送付先に、送信記録（日付および時間の記録を含む）が確認できるファクシミリ、電子メールまたはその他の通信手段で送信されたとき

(i) 仲裁において通知された、名宛人またはその代理人のファックス番号もしくは電子メールアドレス（もしくはこれに相当するもの）

(ii) (i) に該当しない場合は、当事者間の契約に明記されたファックス番号もしくは電子メールアドレス（もしくはこれに該当するもの）

(iii) (i) または (ii) に該当しない場合は、送信された時点で、名宛人が世間に公開しているファックス番号もしくは電子メールアドレス（もしくはこれに相当するもの）

- 2.2 かかる通知または書面による伝達は、上記 (a) に従って配達された時点または上記 (b) に従って送信された時点のうち最も早い日付で、受領されたとみなされるものとする。本条項の解釈上、日付は、通知を受領する場所の現地時間に基づき決定されるものとする。かかる通知または書面による伝達が、二人以上の当事者または二人以上の仲裁人に対して配達または送信される場合は、上記 (a) または上記 (b) に従って、最後の受領者宛てに配達または送信された時点で、受領されたとみなされるものとする。
- 2.3 本規則に基づき期間を算定する目的上、かかる期間は、通知、通告、伝達もしくは提案が実際に受領されたか、または受領されたとみなされた日の翌日から起算されるものとする。かかる期間の最終日が受領地における公休日または休業日にあたる場合、かかる期間は、その直後の営業日まで延長されるものとする。期間を起算するにあたり、起算日後の公休日または休業日は、対象となる期間に算入されるものとする。
- 2.4 事案の事情により正当であると認められる場合、HKIAC は、本規則に定められた期限または HKIAC が設定したいかなる期限を変更することができる。ただし、HKIAC は、仲裁廷による別段の指示がない限り、仲裁廷が定めたいかなる期限も変更することはできないものとする。

第3条 本規則の解釈

- 3.1 HKIAC は、本規則のすべての規定を解釈する権限を有するものとする。仲裁廷は、本規則に基づく自らの権限と義務に関連する範囲に限り、本規則を解釈するものとする。仲裁廷による解釈と HKIAC による解釈との間に矛盾が生じる場合には、仲裁廷による解釈が優先して適用されるものとする。
- 3.2 HKIAC は、本規則に基づき開始された仲裁に関して下した決定について、その理由を説明する義務を一切負わないものとする。本規則に基づき HKIAC によってなされた決定はすべて、最終的なものであり、適用法で許容される限度において、不服申立ての対象とならないものとする。
- 3.3 本規則において「HKIAC」への言及は、HKIAC の理事会または本規則で定めた職務を遂行するため HKIAC によって具体的に指名された委員会、小委員会もしくはその他の組織や人を指すか、あるいは、状況に応じて、その時点における HKIAC の事務局長または HKIAC の事務局のスタッフを指すものとする。
- 3.4 本規則において「申立人」への言及は、一人以上の申立人を含み、また、「被申立人」への言及は、一人以上の被申立人を含むものとする。
- 3.5 「追加当事者」への言及は、一人以上の追加当事者を含み、また、「当事者」には、申立人、被申立人または追加当事者を含むものとする。
- 3.6 本規則において「仲裁廷」への言及は、一人以上の仲裁人を含むものとする。ただし、仲裁廷への言及は、附属規程4の1項に定められた緊急仲裁人を含まないものとする。

-
- 3.7 本規則において「証人」への言及は、一人以上の証人を含み、また、「専門家」への言及は、一人以上の専門家を含むものとする。
- 3.8 本規則において「請求」または「反対請求」への言及は、いずれかの当事者の他の当事者に対する一個以上のいかなる請求を含むものとする。「抗弁」への言及は、いずれかの当事者の、他の当事者が主張する請求または反対請求に対する一個以上の抗弁（相殺を目的とする抗弁を含む）を含むものとする。
- 3.9 本規則において「仲裁判断」への言及は、とりわけ、暫定仲裁判断、中間仲裁判断、部分仲裁判断または最終仲裁判断が含まれるものとする。ただし、附属規程4に定められた緊急仲裁人が下した、いかなる仲裁判断も除くものとする。
- 3.10 本規則において「仲裁地」への言及は、1985年6月21日付けで採択され、2006年7月7日付けで改訂された、UNCITRAL国際商事仲裁モデル法の20条1項に定められた仲裁地を意味するものとする。
- 3.11 本規則は、仲裁通知書が提出された日付において有効であり、かつHKIACによって随時改訂される本規則に添付されたすべての附属規程を含むものとする。
- 3.12 HKIACは、本規則に準拠する仲裁の管理を円滑に進めることを目的に、必要に応じて随時、本規則を補完し、規制し、かつ履行するための実務便覧を発行することができる。
- 3.13 本規則の正文として効力を有する言語は英語とする。英語版と他の言語による翻訳版との間に齟齬また矛盾がある場合は、英語版が優先するものとする。

第II章 仲裁の開始

第4条 仲裁通知書

- 4.1 仲裁への付託を要請する当事者（以下、「申立人」という）は、HKIACの住所、ファックス番号または電子メールアドレスにて、仲裁通知書をHKIACに対し書面で提出するものとする。
- 4.2 仲裁は、HKIACが仲裁通知書の写しを受理した日をもって開始したとみなされるものとする。疑義を回避するため付言すると、かかる仲裁の開始日は、2条1項および2条2項に従って決定されるものとする。
- 4.3 仲裁通知書には、以下の事項を記載するものとする。
- (a) 紛争を仲裁に付託する旨の要求
 - (b) 仲裁にかかる当事者やその代理人の氏名ならびに（その時点で判明している）住所、電話番号やファックス番号および電子メールアドレス
 - (c) 行使される仲裁合意の写し
 - (d) 紛争の発生の原因となる、もしくは紛争の発生に関連する契約、またはその他の法律証書への言及
 - (e) 申立ての一般的な性質の記述および該当する場合には金額の記載
 - (f) 求める救済や是正措置の内容
 - (g) 仲裁人の人数に関する提案（すなわち、一人または三人）。ただし、当事者が事前に合意していない場合に限る。

(h) 7条に基づく単独仲裁人の指名に関する申立人の提案または8条に基づく申立人による仲裁人の指名、および

(i) 特定の一以上の送達方法によって他のすべての当事者（以下、「被申立人」という）に対して同時に、仲裁通知書およびそれに添付された付属書類の写しがすでに送付されている、または送付されようとしている旨の確認

4.4 仲裁通知書を提出する場合は、附属規程1で要求される登録手数料をHKIACの口座宛てに小切手または電信送金で支払うものとする。

4.5 仲裁通知書は、当事者間で合意した仲裁言語で提出されるものとする。当事者間に合意なき場合、仲裁通知書は、英語または中国語のいずれか一方で提出されるものとする。

4.6 仲裁通知書には、16条に定められた請求陳述書を添付することができる。

4.7 仲裁通知書に不備がある場合、または登録手数料が支払われなかった場合、HKIACは、申立人に対して、適切な期間内に、かかる不備を是正するよう要求することができる。該当する期限内に、申立人がかかる命令に従った場合は、HKIACが最初の仲裁通知書を受理した日付をもって、4条2項に基づき仲裁が開始されたとみなされるものとする。申立人がかかる命令に従わなかった場合は、仲裁通知書の提出が有効に行われたとみなされず、また、4条2項に基づき仲裁が開始されたものとは認められないものとする。ただし、それによって、後日、申立人がその後の仲裁通知書において同じ申立てを行う権利が損なわれることはないものとする。

-
- 4.8 申立人は、仲裁通知書およびこれに添付された付属書類を被申立人が受領した日を HKIAC に通知し、受領したことを確認した文書を HKIAC に提出するものとする。

第5条 仲裁通知書に対する答弁書

- 5.1 仲裁通知書を受領後30日以内に、被申立人は、仲裁通知書に対する答弁書を HKIAC に提出するものとする。仲裁通知書に対する答弁書には、以下の事項を記載するものとする。
- (a) 被申立人およびその代理人の名称や氏名、住所、電話番号やファックス番号および電子メールアドレス（仲裁通知書に記載された内容と異なる場合に限る）
 - (b) 本規則に基づき構成される仲裁廷の管轄権の不存在を主張する申立て
 - (c) 4条3項(e) に従い仲裁通知書に記載された具体的な事項に関する被申立人の意見
 - (d) 4条3項(f) に従い仲裁通知書において求められた救済手段や是正措置に対する被申立人の答弁
 - (e) 仲裁人の人数に関する提案（すなわち、一人または三人）。ただし当事者が事前に合意していない場合に限る。
 - (f) 7条に基づく当事者による単独仲裁人の共同指名または 8条に基づく被申立人による仲裁人の指名、および

(g) 特定の一以上の送達方法によって仲裁の他のすべての当事者に対して同時に、仲裁通知書に対する答弁書およびそれに添付された付属書類の写しをすでに送付した、または送付しようとしている旨の確認

5.2 仲裁通知書に対する答弁書は、当事者間で合意した仲裁言語で提出されるものとする。当事者間に合意なき場合、仲裁通知書に対する答弁書は、英語または中国語のいずれか一方で提出されるものとする。

5.3 仲裁通知書に 16条で定められた請求陳述書が添付されていた場合、仲裁通知書に対する答弁書には、17条に定めた抗弁陳述書を添付することができる。

5.4 反対請求または相殺の抗弁は、可能な限り、仲裁通知書に対する被申立人による答弁書の提出時に申し立てるものとする。答弁書には、かかる反対請求または相殺の抗弁に関連して、以下の事項を記載しなければならない。

(a) 抗弁の発生の原因となる、もしくは抗弁の発生に関連する契約またはその他の法律証書への言及

(b) 反対請求または相殺の抗弁の全般的な内容の記述および該当する場合には抗弁にかかる金額の記載

(c) 求める救済手段や是正措置の内容

-
- 5.5 被申立人が仲裁通知書に対する答弁書を提出した時点で、反対請求または相殺の抗弁が一切申し立てられなかった場合、あるいは、反対請求または相殺にかかる金額の記載が一切なかった場合、HKIAC は、以下の問題について判断を下すにあたり、4条3項(e) に従い申立人によって提出された情報に依拠するものとする。
- (a) 33条1項(f) および附属規程1 に規定された HKIAC の管理手数料
 - (b) 仲裁廷の報酬(10条1項(b) および附属規程3 が適用される場合)
 - (c) 41条(「簡易手続」)の規定が適用できるか否か
- 5.6 登録手数料が支払われ、かつ仲裁廷が確認された時点で、HKIAC は、一件書類を仲裁廷に送付するものとする。

第III章 仲裁廷

第6条 仲裁人の人数

- 6.1 当事者が仲裁人の人数について合意に至らなかった場合、HKIAC は、事案の事情を十分に考慮したうえで、当該事案を単独仲裁人または三人の仲裁人のいずれに付託すべきかを判断するものとする。
- 6.2 事案を 41条に基づく簡易手続によって取り扱うべきであると判断した場合は、41条2項 (a) および (b) が適用されるものとする。

第7条 単独仲裁人の選任

- 7.1 当事者による別段の合意がある場合を除き、9条、10条および 11条1項から 11条4項に従い、以下のとおり単独仲裁人を選任するものとする。
- (a) 当事者が紛争を単独仲裁人に付託することに合意している場合、当事者は、被申立人が仲裁通知書を受領してから 30日以内に、単独仲裁人を共同で指名するものとする。
 - (b) 当事者が仲裁人の人数について合意しておらず、HKIAC が紛争を単独仲裁人に付託すべきであると判断した場合、当事者は、HKIAC による判断を当事者が受領した日のうち最も遅い日から 30日以内に、単独仲裁人を共同で指名するものとする。
- 7.2 当事者が、指定された期限内に、単独仲裁人を指名しなかった場合は、HKIAC が単独仲裁人を選任するものとする。

第8条 三人の仲裁人の選任

8.1 二当事者間の紛争を三人の仲裁人に付託する場合、当事者による別段の合意がない限り、仲裁廷は、以下のように構成されるものとする。

(a) 当事者が紛争を三人の仲裁人に付託することに合意している場合、各当事者は、仲裁通知書および仲裁通知書に対する答弁書においてそれぞれ一人の仲裁人を指名するものとする。いずれかの当事者が仲裁人を指名しなかった場合は、HKIAC がかかる仲裁人を選任するものとする。

(b) 当事者が仲裁人の人数について合意しておらず、HKIAC が紛争を三人の仲裁人に付託すべきであると判断した場合、申立人は、HKIAC の決定を受理してから 15日以内に、一人の仲裁人を指名するものとし、被申立人は、申立人による指名の通知を受けてから 15日以内に、一人の仲裁人を指名するものとする。いずれかの当事者が仲裁人を指名しなかった場合は、HKIAC がかかる仲裁人を選任するものとする。

(c) 上記のように選任された二人の仲裁人は、首席仲裁人を務める第三仲裁人を指名するものとする。二人目の仲裁人の確認より 30日以内に、かかる第三仲裁人が指名されなかった場合は、HKIAC が首席仲裁人を選任するものとする。

8.2 仲裁に二名を超える当事者が存在する場合において、かかる仲裁を三人の仲裁人に付託するときは、当事者による別段の合意がない限り、仲裁廷は、以下のように構成されるものとする。

(a) 状況に応じて、8条1項(a) または (b) に従い、一人の申立人または複数の申立人は、一人の仲裁人を指名し、かつ一人の被申立人または複数の被申立人は、一人の仲裁人を指名するものとする。

(b) 8条2項(a) に従い当事者が仲裁人を指名する場合、首席仲裁人の指名に関しては、8条1項(c) に定める手順が適用されるものとする。

(c) 8条2項(a) に基づく仲裁人の指名がなされなかった場合、または、仲裁人の指名を目的として、当事者が二つの別個の立場(申立人および被申立人としての立場)を代理することについて当事者全員の書面による合意を得られなかった場合、HKIACは、いずれの当事者の指名も考慮することなく、仲裁廷の構成員全員を選任することができる。

8.3 8条1項または8条2項による仲裁廷の選任は、9条、10条および11条1項から11条4項に従うものとする。

第9条 仲裁廷の確認

9.1 当事者によるか、または仲裁人によるかを問わず、仲裁人の指名にあたっては常に、HKIACの確認を得なければならない。HKIACによる確認がなされた時点で、かかる仲裁人の選任は、効力を生じるものとする。

9.2 仲裁人の指名は、10条に従い、以下の条件に基づき確認されるものとする。

(a) 附属規程2、または

(b) 附属規程3

ただし、選任された仲裁人は、当事者全員の合意により変更されうる、または、HKIAC が適切と判断するところに従い変更されうる。

第10条 仲裁廷の報酬および費用

10.1 仲裁廷の報酬および費用は、下記のいずれかの方法により決定されるものとする。

- (a) 附属規程2 による 1時間あたりの単価（附属規程2 に記載された条件を含む）
- (b) 附属規程3 に記載された係争額に基づく料金一覧表（附属規程3 に記載された条件を含む）

被申立人が仲裁通知書を受領した日から 30日以内に、当事者は、仲裁廷の報酬および費用の決定方法について合意するものとし、採用する方法を HKIAC に通知するものとする。当事者が採用する方法について合意に至らなかった場合、仲裁廷の報酬および費用は、附属規程2 の条件に従って決定されるものとする。

10.2 附属規程2 に従って仲裁廷の報酬および費用を決定する場合は、以下のとおりとする。

- (a) 各共同仲裁人に適用される料金は、かかる共同仲裁人および当該仲裁人を指名した当事者との間で合意された金額とする。
- (b) 単独仲裁人または首席仲裁人に適用される料金は、当該仲裁人と当事者との間で合意された金額とする。

ただし、附属規程2 の 9.3項および 9.5項に従うことを前提とする。当事者が仲裁人の報酬について合意できなかった場合は、HKIAC が報酬を決定することができる。

10.3 附属規程3に従って仲裁廷の報酬を決定する場合、かかる報酬は、附属規程3および下記の規則に従ってHKIACにより確定されるものとする。

(a) 仲裁廷の報酬は、係争金額、紛争の複雑性、仲裁廷および13条4項に基づき指名された書記官が費やした時間ならびにその他の事案の事情（和解またはその他の理由による仲裁の中止などが含まれるが、これらに限定されない）などを考慮したうえで、合理的な金額になるものとする。

(b) いずれかの事案が三人の仲裁人に付託された場合、HKIACは、その自由裁量により、報酬の合計を最高額まで増額する権利を有するものとする。ただし、かかる最高額は、単独仲裁人の報酬の3倍を超えてはならないものとする。

(c) HKIACの見解により、例外的な事情があると判断された場合、仲裁廷の報酬は、附属規程3により算定された金額を超えることができる。かかる事情には、仲裁人が指名された時点で仲裁廷が合理的に想定していなかった方法で、当事者が仲裁を遂行することなどが含まれる。

第11条 仲裁廷の資格および忌避

11.1 本規則に基づき確認された仲裁廷は、常に、不偏かつ独立の立場にあるものとする。

11.2 11条3項に従うことを前提として、本規則に基づく仲裁当事者間の国籍が異なる場合、原則として、単独仲裁人または首席仲裁人は、いずれの当事者とも同じ国籍であってはならない。すべての当事者の書面による別段の明示的な合意がある場合はこの限りではない。

-
- 11.3 11条2項の原則にもかかわらず、適切な状況下であり、HKIAC が設定した期限内にいずれの当事者も異議を述べなかった場合は、単独仲裁人または首席仲裁人は、いずれかの当事者と同じ国籍であってもよいものとする。
- 11.4 確認に先立ち、仲裁人候補者は、(a) 紛争を判断することの受諾可能性および自己の不偏性や独立性を確認する陳述書に署名し、(b) 自己の不偏性や独立性に合理的な疑いを生じさせうる、いかなる事情も開示するものとする。いったん確認され、仲裁手続の途中であっても、仲裁人は、当該事情が生じた場合には、当事者に遅滞なく通知するものとする。ただし、当事者が仲裁人からこれらの状況について事前に通知を受けている場合はこの限りではない。
- 11.5 当事者またはその代理人のいずれも、仲裁人はまたは当事者が仲裁人に指名する候補者との間で、仲裁に関して一方的な連絡をとってはならないものとする。ただし、仲裁についての一般的性質を候補者に知らせるため、候補者の資格、受諾可能性、不偏性または独立性について協議を行うため、あるいは、当事者または当事者が指名した仲裁人が三人目の仲裁人を選任する場合において三人目の仲裁人候補者の適性について協議を行うために、連絡をとる場合はこの限りではない。当事者またはその代理人のいずれも、首席仲裁人候補者との間で、仲裁に関して一方的な連絡をとってはならないものとする。

-
- 11.6 仲裁人の不偏性や独立性に合理的な疑いを生じさせる事情が存在する場合、当事者が合意した資格を仲裁人が有していない場合、あるいは、仲裁人が法律上もしくは事実上その職務を遂行できない、またはその他の理由により仲裁人が不当に遅延することなく仲裁人として行動しなかった場合は、仲裁人を忌避することができる。当事者は、自ら指名した仲裁人またはその指名に自ら参加した仲裁人に関しては、選任がなされた後に知り得た理由のみによって、仲裁人の忌避を申し立てることができる。
- 11.7 仲裁人の忌避を申し立てる当事者は、忌避の対象となる仲裁人の確認を当該当事者が受領してから15日以内、または、11条6項に定められた事情を当該当事者が知得したときから、もしくは合理的に知り得たときから15日以内に、忌避の通知を送付しなければならない。
- 11.8 忌避の申立ては、HKIAC、他のすべての当事者、忌避の対象となる仲裁人および仲裁廷のその他の構成員に通知されるものとする。かかる通知は書面でなされるものとし、忌避の理由を記載しなければならない。
- 11.9 忌避を申し立てられている仲裁人が自ら辞任する場合、または忌避を申し立てていない当事者が忌避の通知を受領後15日以内に忌避に同意した場合を除き、忌避の適否はHKIACが決定するものとする。忌避の適否を決定するまでの間、仲裁廷（忌避の対象となる仲裁人を含む）は、仲裁を継続することができる。

11.10 仲裁人が自ら辞任する場合、または 11 条 9 項に基づき当事者が忌避に同意した場合であっても、11 条 6 項に規定された理由の正当性を黙認するものではない。

第12条 仲裁人の交替

12.1 12 条 2 項、27 条 11 項および 28 条 6 項に従うことを前提として、仲裁人が死亡する、仲裁人の忌避が認められる、またはその他の理由により仲裁人が解任される、もしくは辞任する場合は、これに代わる仲裁人の選任に適用される規則に従い、代替の仲裁人を選任するものとする。本規則は、交替する仲裁人の選任手続の途中で、いずれかの当事者が仲裁人を指名する権利を行使しなかった場合、または選任に参加する権利を行使しなかった場合にも適用されるものとする。

12.2 当事者からの要請に応じて、事案の例外的な事情を考慮して、代替の仲裁人を指名する権利を当事者から剥奪することが正当であると認められる場合、HKIAC は、当事者および残りの仲裁人に意見を述べる機会を与えた後、以下のいずれかの措置を講じることができる。

(a) 代替の仲裁人を選任すること

(b) 30 条 1 項に基づき手続が終結したことを宣言した後、残りの仲裁人に対して、仲裁を進行し、何らかの決定または仲裁判断を下すことを認めること

12.3 仲裁人が交替した場合、仲裁は、仲裁廷が別段の決定を行わない限り、かかる仲裁人が交替した、またはその職務の遂行を中止した段階から再開されるものとする。

第IV章 仲裁の遂行

第13条 一般規定

- 13.1 本規則に従うことを前提として、仲裁廷は、争点の複雑さや紛争金額を考慮したうえで、不必要な遅延または費用を回避することを目的に、仲裁を遂行するために適切な手続を採用するものとする。ただし、いかなる場合も、かかる手続では、当事者を平等に取り扱うものとし、また、当事者に対してそれぞれ事案について意見を述べる合理的な機会を与えるものとする。
- 13.2 仲裁の早い段階で、仲裁廷は、当事者と協議のうえ、仲裁に関する暫定的な予定表を作成するものとする。かかる予定表は、当事者および HKIAC に提出されるものとする。
- 13.3 11条5項に従うことを前提として、一方の当事者から仲裁廷に提供されるあらゆる文書または情報は、これと同時に、当該当事者によって他のすべての当事者および HKIAC にも伝達されるものとする。
- 13.4 仲裁廷は、当事者と協議した後、書記官を選任するものとする。書記官は、常に、不偏かつ独立の立場にあるものとし、選任に先立ち、自己の不偏性や独立性に合理的な疑いを生じさせうる、いかなる事情も開示するものとする。いったん選任され、仲裁手続の途中であっても、書記官は、当該事情が生じた場合には、当事者に遅滞なく通知するものとする。ただし、当事者が書記官からこれらの事情について事前に通知を受けている場合はこの限りではない。
- 13.5 仲裁廷および当事者は、公正かつ効率的な方法で仲裁が遂行されるために必要なあらゆる措置を講じるものとする。

-
- 13.6 13条5項に従うことを前提として、当事者は、自ら選択した者を代理人にたてることができる。当事者を代理する者の氏名、住所、電話番号やファックス番号および電子メールアドレスは、他のすべての当事者およびHKIACに対して書面で伝達されるものとする。仲裁廷またはHKIACは、当事者の代理人の委任状を求めることができる。
- 13.7 本規則に明示的に定められていない事項について、HKIAC、仲裁廷および当事者は、本規則の精神に則り行動するものとする。
- 13.8 仲裁廷は、仲裁判断を有効なものとするべくあらゆる合理的な努力を尽くすものとする。

第14条 仲裁地および法廷地

- 14.1 当事者は、仲裁地について合意することができる。仲裁地について当事者の合意なき場合、事実の事情を考慮したうえで他の場所がより適切であると仲裁廷が判断しない限り、仲裁地は香港とする。
- 14.2 当事者間に別段の合意がある場合を除き、仲裁廷は、仲裁廷の構成員、審問を受ける証人、専門家または当事者間の協議、あるいは物品、その他の財または書証の検証のために適切であると判断した仲裁地以外の場所で会合を開催することができる。その場合においても、かかる仲裁は、いかなる解釈においても、仲裁地で行われた仲裁とみなされるものとする。

第15条 言語

- 15.1 当事者間に別段の合意がある場合を除き、仲裁廷は、選任を受けた後直ちに、仲裁で使用する一以上の言語を決定するものとする。本条項に基づく決定は、請求陳述書、抗弁陳述書、追加の陳述書、仲裁判断、また、口頭審問が行われる場合は、かかる審問で使用される一以上の言語にも適用されるものとする。
- 15.2 仲裁廷は、仲裁手続の過程で提出された請求陳述書もしくは抗弁陳述書の添付書類および補足文書または付属書類のうち、仲裁で使用する言語以外の言語で記載されたものについて、当事者間で合意された、または仲裁廷によって指定された一以上の仲裁言語での翻訳版を添付するよう命じることができる。

第16条 請求陳述書

- 16.1 仲裁通知書に請求陳述書が添付されている場合（または、申立人が仲裁通知書を請求陳述書として取り扱うことを選択した場合）を除き、申立人は、仲裁廷の定めた期間内に、請求陳述書を他のすべての当事者および仲裁廷の各構成員に対して書面で提出するものとする。
- 16.2 請求陳述書には、以下の事項を記載するものとする。
- (a) 当事者の氏名や名称、住所、電話番号やファックス番号および電子メールアドレス
 - (b) 請求を裏付ける事実の陳述
 - (c) 争点
 - (d) 請求を裏付ける法的根拠
 - (e) 求める救済手段や是正措置の内容

-
- 16.3 申立人は、自らが論拠とする書証をすべて、請求陳述書に添付するものとする。
- 16.4 仲裁廷は、自らが適切であると判断するところにより、16条に定める必要事項を変更することができる。

第17条 抗弁陳述書

- 17.1 仲裁通知書に対する答弁書に抗弁陳述書が添付されている場合（または、申立人が仲裁通知書に対する答弁書を抗弁陳述書として取り扱うことを選択した場合）を除き、被申立人は、仲裁廷の定めた期間内に、抗弁陳述書を他のすべての当事者および仲裁廷の各構成員に対して書面で提出するものとする。
- 17.2 抗弁陳述書では、請求陳述書に記載された事項（16条2項 (b)、(c)、および (d) に定義）に回答しなければならない。被申立人が仲裁廷の管轄権または適正な構成について異議を申し立てた場合、抗弁陳述書には、かかる異議の事実上および法律上の根拠を記載するものとする。
- 17.3 反対請求または相殺の抗弁を主張する場合、抗弁陳述書には、以下の事項を記載するものとする。
- (a) 反対請求または相殺の抗弁を裏付ける事実の陳述
 - (b) 争点
 - (c) 反対請求または相殺の抗弁を裏付ける法的根拠
 - (d) 求める救済手段や是正措置の内容
- 17.4 被申立人は、自らが論拠とする書証をすべて、抗弁陳述書に添付するものとする。

17.5 仲裁廷は、自らが適切であると判断するところにより、17条に定めた必要事項を変更することができる。

第18条 請求または抗弁の修正

18.1 仲裁手続の過程において、一方の当事者は、自らの請求もしくは抗弁を修正または補足することができる。ただし、仲裁廷が、事案の事情に鑑み、かかる修正を認めることが不適切であると判断した場合はこの限りではない。しかしながら、修正された請求または抗弁が仲裁廷の管轄権の範囲を超える形で、請求または抗弁を修正してはならない。

18.2 当事者が自らの請求または抗弁を修正した場合、HKIAC は、随時、管理手数料および仲裁廷の報酬を調整することができる。

第19条 仲裁廷の管轄権

19.1 仲裁廷は、仲裁合意の存在、有効性または範囲に関する異議を含め、本規則に基づく仲裁廷の管轄権について判断を下すことができる。

19.2 仲裁廷は、仲裁条項がその一部を構成する契約の存在または有効性について判断を下す権限を有するものとする。19条の解釈上、契約の一部を構成し、かつ本規則に基づく仲裁について定めた仲裁条項は、当該契約の残りの条項から独立した合意とみなされるものとする。当該契約は無効かつ効力がないとする仲裁廷の判断は、必ずしもかかる仲裁条項を無効とするものではない。

-
- 19.3 仲裁廷には管轄権がないと主張する抗弁は、可能であれば、仲裁通知書に対する答弁書と同時に提出し、遅くとも、17条に定めた抗弁陳述書の提出までには行わなければならない。また、反対請求に関しては、反対請求に対する答弁書の提出までに行わなければならない。いずれの当事者も、当事者が仲裁人を指名した、または仲裁人の指名に参加したという事実によって、かかる主張を行うことを妨げられることはない。仲裁廷がその権限の範囲を超えていると主張する抗弁は、仲裁手続中に権限の範囲を超えていると指摘された事象が発生した後、遅滞なく申し立てられなければならない。いずれの場合においても、仲裁廷は、申立ての遅滞がやむを得ないと認められるときは、時期に遅れた抗弁を容認することができる。
- 19.4 仲裁合意の存在、有効性もしくは範囲に関して、または、仲裁廷を構成する前に HKIAC の仲裁管理権限に関して疑義が生じた場合、HKIAC は、仲裁手続を進行するか否か、また、どの程度まで仲裁手続を進行させるかについて判断を下すことができる。HKIAC が、本規則に基づき仲裁合意の一応の存在を認めた場合およびその限度において、仲裁手続は進行されるものとする。19条1項に従い仲裁廷が構成された後に、仲裁廷の管轄権に関して疑義が生じた場合は、仲裁廷が判断を下すものとする。
- 19.5 19条4項に基づく HKIAC の決定は、当事者のいかなる主張や抗弁の採用の可否またはその実体的内容の当否に影響を与えるものではない。

第20条 追加の陳述書

仲裁廷は、請求陳述書および抗弁陳述書に加えて、当事者に対してどのような追加陳述書の提出を求めるべきか、または当事者がどのような追加陳述書を提出する可能性があるかを判断し、かかる陳述書を提出する期間を設定するものとする。

第21条 期間

陳述書（請求陳述書や抗弁陳述書を含む）の提出のために仲裁廷が定める期間は、45日を超えないものとする。ただし、仲裁廷は、該当する期間がすでに経過している場合であっても、延長が正当であると判断したときは、かかる期間を延長することができる。

第22条 証拠および審問

- 22.1 各当事者は、自己の請求または抗弁を裏付ける根拠となる事実を立証する責任を負うものとする。
- 22.2 仲裁廷は、証拠の許容性、関連性、重要性および影響力（厳格な証拠規則を採用するか否かを含む）について判断を下すものとする。
- 22.3 仲裁手続中いかなるときであれ、仲裁廷は、事案に関連しており、事案の結果に重大であると仲裁廷が判断した文書、証拠物またはその他の証拠を提出することを当事者に許可する、または要求することができる。仲裁廷は、提出された文書、証拠物またはその他の証拠を認める、またはそれらを排除する権限を有するものとする。

-
- 22.4 仲裁廷は、証拠の提示もしくは口頭弁論のために口頭審問を開催するか否か、または、提出された文書やその他の資料に基づき仲裁を行うべきか否かについて判断を下すものとする。一方の当事者から要請があった場合、または、仲裁廷が適切であると判断した場合、仲裁廷は、仲裁手続の適切な段階で、かかる審問を開催するものとする。口頭審問を開催する場合、仲裁廷は、審問の日時や場所について、当事者に適切な事前の通知を行うものとする。
- 22.5 いかなる者であれ、証人または専門家となることができる。証人または専門家を審問する場合、各当事者は、当事者間で合意された期日、または仲裁廷によって指定された期日までに、呼び出すことを予定している証人または専門家の氏名や住所ならびに証人が予定している証言の内容および使用する言語を仲裁廷および他方当事者に通知するものとする。
- 22.6 仲裁廷は、事案の事情を勘案して必要であると判断した場合は、審問でなされた口頭陳述の翻訳または審問についての記録を作成するよう命じることができる。
- 22.7 当事者間に別段の合意がない限り、審問は非公開で行われるものとする。仲裁廷は、証人または専門家に対して、審問中であっても、いかなるときであれ、審問室から退室するよう要求することができる。仲裁廷は、証人や専門家を尋問する方法を自由に決定することができる。

第23条 暫定的保護措置および緊急的救済

- 23.1 当事者は、附属規程4に定めた手続（以下、「緊急仲裁人手続」という）に従い、仲裁廷が構成される前であっても、緊急の暫定的または保全救済（以下、「緊急的救済」という）を求めることができる。
- 23.2 一方の当事者からの要請に応じて、仲裁廷は、自らが必要または適切と判断する暫定的措置を命じることができる。
- 23.3 暫定的措置は、命令もしくは仲裁判断の形式によるか、その他の形式によるかを問わず、紛争の最終的な判断が下される前のいずれかの時点で、仲裁廷が命じる一時的な措置である。例えば、以下の当事者の行為を内容とするが、これらに限定されないものとする。
- (a) 紛争について判断が下されるまで、現状を維持または保持する。
 - (b) 実際に発生しているか、差し迫っているかを問わず、仲裁手続への悪影響や妨害を回避する措置を講じる、または仲裁手続への悪影響や妨害となる可能性がある行為を行うことを控える。
 - (c) 仲裁判断の執行を担保するために必要な財産の保全措置を講じる。または
 - (d) 紛争の解決に関連しかつ重要である証拠を保全する。
- 23.4 23条2項に基づく一方当事者からの暫定的措置の要請を判断する際、仲裁廷は、事案の事情を考慮するものとする。考慮すべき要因には、以下のものが含まれるが、これらに限定されないものとする。

(a) 暫定的措置を命じなかった場合に損害賠償の判断では十分に補償されない損害が生じる可能性があり、かかる損害が、暫定的措置を認めた場合に暫定的措置の対象となる当事者が被る可能性がある損害を大幅に上回ること。
および

(b) 暫定的措置を求める当事者が損害賠償請求の事案で勝訴する合理的な可能性があること。
勝訴の可能性についての判断は、それ以降の決定に際しての仲裁廷の裁量権に影響を与えないものとする。

23.5 仲裁廷は、いずれかの当事者から申請があり次第、または、例外的な状況下にあるときは、当事者に書面による事前の通知が与えられ次第、仲裁廷が認めた暫定的措置を修正、中止または解除することができる。

23.6 仲裁廷は、暫定的措置を求める当事者に対して、かかる措置に関して適切な担保を提供するよう要求することができる。

23.7 暫定的措置を求めた、または暫定的措置を認めた根拠となる事情に重大な変更が生じた場合、仲裁廷は、当事者に対してかかる変更を速やかに通知することを要求することができる。

23.8 暫定的措置を講じた後、当時の事情下において、かかる措置を認めるべきではなかったと仲裁廷が判断した場合は、暫定的措置を求めた当事者は、いずれか一方の当事者がかかる措置によって被った費用や損害について責任を負うことがある。仲裁廷は、仲裁手続中のいずれかの段階で、かかる費用や損害について判断を下すことができる。

23.9 いずれか一方の当事者が、管轄権を有する司法当局に対して提出した暫定的措置を求める申立ては、仲裁合意と矛盾するものとはみなされず、また、仲裁合意を放棄したとも認められないものとする。

第24条 費用の担保

仲裁廷は、当事者に対して、仲裁費用について担保を提供することを命じることができる。

第25条 仲裁廷が選任した専門家

25.1 証拠の評価を支援するため、仲裁廷は、当事者と協議のうえ、一人以上の専門家を選任することができる。仲裁廷は、仲裁廷が選任した専門家と非公開の会合を開くことができる。かかる専門家は、仲裁廷によって決定された具体的な争点について仲裁廷に書面で報告を行うものとする。仲裁廷は、専門家のために付託事項書を作成し、その付託事項書の写しを当事者および HKIAC に提出するものとする。

25.2 当事者は、専門家に対しいかなる関連する情報も提供し、その検証のため専門家が要求するいかなる関連文書または物品を閲覧できるようにするものとする。専門家が要求する情報または提出物の妥当性について当事者と専門家の間で紛争が生じた場合は、仲裁廷に付託して解決を図るものとする。

25.3 専門家の報告を受領し次第、仲裁廷は、報告書の写しを当事者に送付し、当事者には、報告書に関する自らの意見を書面で表明する機会が与えられるものとする。当事者は、専門家がその報告書において論拠としているあらゆる文書を検討することができる。

25.4 報告書を提出した後、いずれか一方の当事者から要請があった場合、専門家は、審問に出席するものとし、当事者は、かかる審問に出席して専門家に質問をする機会を与えられるものとする。この審問において、各当事者は、争点となっている点について証言させるため専門家を呼ぶことができる。かかる手続に関しては、22条2項から22条7項が適用されるものとする。

25.5 仲裁廷が選任する専門家に関しては、11条の規定を準用するものとする。

第26条 懈怠

26.1 仲裁廷によって指定された期間内に、申立人が、十分な理由を示すことなく、請求陳述書を提出しなかった場合、仲裁廷は、仲裁手続の終了を命じるものとする。ただし、被申立人が、反対請求を申し立てており、仲裁を継続することを希望している場合はこの限りではない。かかる場合、仲裁廷は、かかる反対請求に関して仲裁手続を進めることができる。

26.2 仲裁廷が定めた期間内に、被申立人が、十分な理由を示すことなく、抗弁陳述書を提出しなかった場合でも、仲裁廷は、仲裁手続を進めることができる。

26.3 一方の当事者が、本規則に基づき正式に通知を受けたにもかかわらず、本規則に従って（仲裁廷の指示に従うことを含む）十分な理由を示すことなく事案についての意見を表明しなかった場合、仲裁廷は、仲裁手続を進め、提出された証拠に基づき仲裁判断を下すことができる。

第27条 追加当事者の参加

- 27.1 仲裁廷は、追加当事者を仲裁手続に参加させる権限を有するものとする。ただし、いかなる場合も、追加当事者は、仲裁（28条または29条に基づく仲裁を含む）の根拠となった本規則に基づく仲裁合意によって拘束される一応の立証がある場合に限る。
- 27.2 27条1項による仲裁廷の判断は、かかる判断に起因して生じる仲裁廷の管轄権に関する疑義について、その後に判断を下す仲裁廷の権限を妨げるものではない。
- 27.3 仲裁に追加当事者を参加させることを希望する当事者は、HKIAC に対して参加申立書を提出するものとする。HKIAC は、参加申立書を提出するための期限を設定することができる。
- 27.4 参加申立書には、以下の事項を記載するものとする。
- (a) 現在進行中の事件番号
 - (b) 各当事者（追加当事者を含む）の氏名や名称、住所、電話番号やファックス番号および電子メールアドレス
 - (c) 仲裁に追加当事者を参加させる旨の申立て
 - (d) 申立ての原因となる、もしくは申立ての原因に関連する契約またはその他の法律証書への言及
 - (e) 申立てを裏付ける事実の陳述
 - (f) 争点
 - (g) 申立てを裏付ける法的根拠
 - (h) 求める救済手段や是正措置の内容

-
- (i) 特定の一以上の送達方法によって他のすべての当事者および仲裁廷に対して同時に、参加申立書およびそれに添付された付属書類の写しをすでに送付した、または送付しようとしている旨の確認

参加申立書には、契約および仲裁合意（かかる合意が契約に含まれていない場合）の写しを添付するものとする。

27.5 参加申立書を受領後15日以内に、追加当事者は、参加申立書に対する答弁書を HKIAC に提出するものとする。参加申立書に対する答弁書には、以下の事項を記載するものとする。

- (a) 追加当事者およびその代理人の氏名や名称、住所、電話番号やファックス番号および電子メールアドレス（ただし、参加申立書に記載された内容と異なる場合に限る）
- (b) 仲裁廷が不適切に構成されていること、または追加当事者に対する仲裁廷の管轄権が存在しないことを主張する申立て
- (c) 27条4項 (a) から (g) に従い参加申立書に記載された事項に対する追加当事者の意見
- (d) 27条4項 (h) に従い参加申立書で求められた救済手段や是正措置に対する追加当事者の答弁
- (e) 仲裁の他方当事者に対する追加当事者の申立ての詳細
- (f) 特定の一以上の送達方法によって他のすべての当事者および仲裁廷に対して同時に、参加申立書に対する答弁書およびそれに添付された付属書類の写しをすでに送付した、または送付しようとしている旨の確認

27.6 追加当事者として仲裁に参加することを希望する第三者は、HKIAC に対して参加申立書を提出するものとする。かかる参加申立書に関しては、27条4項の規定が適用されるものとする。

27.7 27条3項または27条6項に従い参加申立書を受領後15日以内に、当事者は、HKIAC に対して、参加申立書に対する意見を提出するものとする。かかる意見には、以下の事項を含むが、これらに限定されないものとする。

(a) 追加当事者に対する仲裁廷の管轄権の不存在を主張する申立て

(b) 27条4項(a) から (g) に従い参加申立書に明記された事項に関する意見

(c) 27条4項(h) に従い参加申立書で求められた救済手段や是正措置に対する回答

(d) 追加当事者に対する申立ての詳細

(e) 特定の一以上の送達方法によって他のすべての当事者および仲裁廷に対して同時に、意見の写しをすでに送付した、または送付しようとしている旨の確認

27.8 仲裁廷が確認された日よりも前に、HKIAC が参加申立書を受理した場合、HKIAC は、追加当事者が仲裁(28条または29条に基づく仲裁を含む)の根拠となる本規則に基づく仲裁合意によって拘束される一応の立証があるか否かを決定することができる。追加当事者が拘束されると判断した場合、HKIAC は、追加当事者が仲裁に参加することを許可することができる。本27条8項に基づくHKIAC の判断に起因して生じる仲裁廷の管轄権に関する疑義が生じた場合は、19条1項に従って仲裁廷が確認された後、仲裁廷が決定を下すものとする。

27.9 27条8項による HKIAC の決定は、いずれかの当事者のいかなる主張や抗弁の採用の可否またはその実体的内容の当否に影響を与えるものではない。

27.10 追加当事者が仲裁に参加する場合、HKIAC が参加申立書を受理した日をもって、追加当事者に関する仲裁の開始日とみなすものとする。

27.11 仲裁廷が確認される日より前に、追加当事者が仲裁に参加する場合、仲裁のすべての当事者は、仲裁人を指名する権利を放棄したとみなされるものとする。HKIAC は、すでに指名された、または確認された仲裁人の選任を無効とすることができる。かかる状況下において、HKIAC は、仲裁廷を選任することができる。

27.12 27条11項に基づき仲裁人の選任が無効となった場合でも、それによって、以下の事項が損なわれることはない。

(a) 仲裁人の選任が無効となる前に、仲裁人によってなされた行為または下された命令の有効性

(b) 附属規程2 または附属規程3 に準拠した、仲裁人の報酬および費用の支払を受ける権利

27.13 当事者は、追加当事者の仲裁への参加を認める決定に基づき、仲裁手続において仲裁廷によって下される仲裁判断の有効性または執行可能性に異議を申し立てる権利を放棄する。ただし、いかなる場合も、かかる権利放棄が、有効に行われうることを条件とする。

27.14 参加申立書が提出された後、HKIAC は、管理手数料および仲裁廷の報酬（必要に応じて）を調整することができる。

第28条 仲裁の併合

28.1 下記のいずれかの事由に該当する場合、HKIAC は、いずれか一方の当事者からの要請（以下、「併合申立書」という）に応じて、当事者および確認された仲裁人と協議のうえ、本規則に基づき係属中の二件以上の仲裁を併合する権利を有するものとする。

- (a) 当事者が併合することに同意しているとき
- (b) 仲裁におけるすべての請求が、同一の仲裁合意に基づきなされているとき
- (c) 仲裁における請求が複数の仲裁合意に基づきなされたものであり、二件またはすべての仲裁において法律または事実にかかる共通の問題が生じており、請求された救済を受ける権利が同一の取引もしくは一連の取引に関連している、またはかかる取引から生じている場合において、仲裁合意が相互に適合的であると HKIAC が判断したとき

28.2 併合を求める当事者は、他のすべての当事者および確認された仲裁人に対して、併合申立書の写しを提出するものとする。

28.3 仲裁を併合するか否かを判断するにあたり、HKIAC は、事案の事情を考慮するものとする。考慮すべき要因には、複数の仲裁において一人以上の仲裁人がすでに指名または確認されているか否か、および、指名または確認されている場合、同一の者もしくは異なる者が仲裁人としてすでに確認されているか否かを含むが、これらに限定されないものとする。

-
- 28.4 HKIAC が二件以上の仲裁を併合することを決定した場合、仲裁は、最初に開始された仲裁に併合されるものとする。ただし、他のすべての当事者が合意する場合、または事案の事情を考慮して HKIAC が別段の決定を行う場合はこの限りではない。すべての仲裁において、HKIAC は、すべての当事者および確認された仲裁人に対して、かかる決定の写しを提出するものとする。
- 28.5 二件以上の仲裁を併合した場合でも、それによって、併合前に当該仲裁を支持する裁判所によってなされた行為または下された命令の有効性が損なわれることはない。
- 28.6 HKIAC が二件以上の仲裁を併合することを決定した場合、かかるすべての仲裁の当事者は、仲裁人を指名する権利を放棄したとみなされるものとする。HKIAC は、すでに指名または確認された仲裁人の選任を無効とすることができる。こうした状況下において、HKIAC は、併合された仲裁手続に関して仲裁廷を選任することができる。
- 28.7 28条6項に基づき仲裁人の選任が無効となった場合でも、それによって、以下の事項が損なわれることはない。
- (a) 仲裁人の選任が無効となる前に、仲裁人によってなされた行為または下された命令の有効性
 - (b) 附属規程2 または附属規程3 に準拠した、仲裁人の報酬や費用の支払を受ける権利
 - (c) いかなる消滅時効またはこれに類する規則や規定を適用することを目的に、何らかの請求または抗弁が申し立てられた日

-
- 28.8 当事者は、HKIACによる仲裁併合の決定に基づき、併合された仲裁手続において仲裁廷によって下される仲裁判断の有効性または執行可能性に異議を申し立てる権利を放棄する。ただし、いかなる場合も、かかる権利放棄が、有効に行われうることを条件とする。
- 28.9 併合申立書が提出された後、HKIACは、管理手数料および仲裁廷の報酬（必要に応じて）を調整することができる。

第29条 多数契約に基づく単一の仲裁

- 29.1 二以上の契約に起因する、またはこれに関連して生じる請求は、単一の仲裁において申し立てられるものとする。ただし、以下の場合に限るものとする。
- (a) 仲裁のすべての当事者は、仲裁の根拠となる各々の仲裁合意によって拘束されており、
 - (b) 仲裁の根拠となる各仲裁合意の下、法律または事実にかかる共通の問題が生じており、
 - (c) 請求された救済を受ける複数の権利は、同一の取引もしくは一連の取引に関連して、またはかかる取引に起因して生じたものであり、かつ
 - (d) 請求を申し立てる根拠となった複数の仲裁合意は、相互に適合的である場合
- 29.2 当事者は、29条に基づく単一の仲裁の開始の決定に基づき、仲裁手続において仲裁廷によって下される仲裁判断の有効性または執行可能性に異議を申し立てる権利を放棄する。ただし、いかなる場合も、かかる権利放棄が、有効に行われうることを条件とする。

第30条 手続の終結

- 30.1 当事者がそれぞれの事案を主張する合理的な機会が与えられた場合、仲裁廷は、仲裁手続の終結を宣言するものとする。仲裁手続の終結後は、新たな主張や反論または証拠の提出は一切認められないものとする。ただし、30条2項に従い、仲裁廷が仲裁手続を再開した場合はこの限りではない。
- 30.2 例外的な事情により必要であると判断する場合、仲裁廷は、自らの職権により、または一方の当事者からの申立てにより、仲裁判断を下す前であればいつでも、仲裁手続を再開することができる。

第31条 権利放棄

本規則（仲裁合意を含む）のいずれかの規定または本規定に起因する要求事項が遵守されていないことを知りながら、かかる不履行に対して、速やかに異議申立てを行うことなく仲裁手続を継続している当事者は、異議を申し立てる権利を放棄したとみなされるものとする。

第V章 仲裁廷による仲裁判断、 決定および命令

第32条 決定

- 32.1 二人以上の仲裁人が存在する場合、仲裁廷による仲裁判断やその他の決定は、仲裁人の過半数によってなされるものとする。多数決で決定できない場合は、首席仲裁人が単独で判断を下すものとする。
- 32.2 仲裁廷のすべての構成員の事前の同意を得ることを条件に、首席仲裁人は、手続上の判断を単独で下すことができる。

第33条 仲裁費用

- 33.1 仲裁廷は、その仲裁判断において仲裁費用を決定するものとする。「仲裁費用」には、以下の手数料および費用のみが含まれるものとする。
- (a) 10条に従い決定される仲裁廷の報酬
 - (b) 仲裁廷が支出する合理的な旅費や交通費およびその他の経費
 - (c) 仲裁廷が要請する専門家の助言やその他の支援に要する合理的な費用
 - (d) 証人および専門家の合理的な旅費や交通費およびその他の経費
 - (e) 法的代理および法的支援に要する合理的な費用（ただし、仲裁手続中にかかる費用が請求された場合に限る）
 - (f) 附属規程1に従い HKIAC に支払われる登録手数料および管理手数料

- 33.2 仲裁廷は、33条1項に定められた仲裁費用の全部または一部を当事者間に配分することができる（ただし、事案の事情を考慮したうえで、かかる配分が合理的であると仲裁廷が判断した場合に限る）。
- 33.3 33条1項(e)に定められた法的代理および法的支援の費用に関して、仲裁廷は、事案の事情を考慮したうえで、回復可能な仲裁費用の全部または一部をある一定の金額に制限するよう命じることができる。
- 33.4 28条に従い仲裁が併合された場合、仲裁廷は、33条2項および33条3項に基づき、併合された仲裁手続における仲裁費用を配分するものとする。かかる仲裁費用には、選任または確認された仲裁廷の報酬およびその後別の仲裁に併合された仲裁において生じるその他の費用が含まれるが、これらに限定されないものとする。
- 33.5 仲裁廷が、仲裁の終了を命じた場合、または事前に合意した条件に基づき仲裁判断を下した場合、仲裁廷またはHKIACは、かかる命令または仲裁判断において、33条1項に定めた仲裁費用を決定するものとする。

第34条 仲裁判断の形式および効力

- 34.1 仲裁廷は、暫定、中間、部分または最終仲裁判断の形式で、仲裁に関与するすべての当事者に対して、それぞれ異なる時点で、それぞれ異なる争点に関して、単一の仲裁判断または別個の仲裁判断を下すことができる。さらに必要に応じて適切な場合、仲裁廷は、仲裁費用についても暫定仲裁判断を下すことができる。

-
- 34.2 仲裁判断は書面でなされるものとし、最終的なものであり、かつ当事者および当事者を介してまたは当事者の名義で申立てを行う者を拘束するものとする。当事者およびかかる者は、仲裁判断の履行および執行に関して、いかなる形式であれ、請求または抗弁を申し立てる権利を放棄したとみなされるものとする。ただし、かかる権利放棄が有効に行われうることを条件とする。
- 34.3 当事者は、仲裁廷によって下された仲裁判断や命令（28条に基づき併合された仲裁手続または29条に基づく仲裁における仲裁判断や命令を含む）を遅滞なく遵守することを約束する。
- 34.4 仲裁判断は、その根拠となった理由を記載するものとする。ただし、当事者が、理由を記載しないことに合意している場合はこの限りではない。
- 34.5 仲裁判断には仲裁廷が署名しなければならない。仲裁判断には、判断が下された日付、および14条に基づき決定された仲裁地を記載するものとし、仲裁判断は仲裁地で下されたとみなされるものとする。三人の仲裁人が存在している場合において、いずれかの仲裁人が署名しなかったとき、仲裁判断には、かかる仲裁人の署名が欠けている理由を記載しなければならない。
- 34.6 留置権の対象となることを前提として、仲裁廷は、仲裁人によって署名され、HKIACの公印が付された仲裁判断の正本を当事者およびHKIACに送付するものとする。HKIACには、仲裁判断の正本を提供するものとする。

第35条 適用法および友誼的仲裁人

- 35.1 仲裁廷は、当事者が合意した法の規則に従い、紛争の実体について判断を下すものとする。ある特定の法域の法律または法制度の指定は、別段の表明がなされない限り、当該法域の抵触法のルールではなく、当該法域の実体法に直接言及すると解釈されるものとする。当事者による法の選択がない場合、仲裁廷は、自らが適切と判断する法の規則を適用するものとする。
- 35.2 仲裁廷は、当事者による明示的な授権がある場合に限り、友誼的仲裁人として、または衡平と善に基づいて仲裁判断を下すものとする。
- 35.3 いかなる場合においても、仲裁廷は、該当する契約の条件に従って事案の判断を下すものとし、取引に適用される商取引慣行を考慮することができる。

第36条 和解および終了の理由

- 36.1 仲裁判断が下される前に、当事者が紛争の和解について合意した場合、仲裁廷は、仲裁の終了を命じる決定を出し、または、両当事者から要請があり、かつ仲裁廷がこれに同意したときは、当事者が同意した条件について仲裁判断の形式により和解の内容を記録するものとする。仲裁廷は、かかる仲裁判断について理由を述べる義務を負わないものとする。
- 36.2 仲裁判断が下される前に、36条1項に示された以外の理由により、仲裁の継続が不要または不可能になった場合、仲裁廷は、仲裁廷の終了を命じる決定を出すものとする。当事者が提案された手続進行について意見を表明する合理的な機会を与えられた後、正当な理由による異議を申し立てない限り、仲裁廷は仲裁終了の命令を発する権限を有するものとする。

36.3 仲裁終了命令または当事者が同意した条件についての仲裁判断の写しは、仲裁廷が署名した後、仲裁廷によって当事者および HKIAC に送付されるものとする。当事者が同意した条件について仲裁判断を下すときは、34条2項、34条3項、34条5項および34条6項の規定が適用されるものとする。

第37条 仲裁判断の訂正

37.1 仲裁判断を受領してから30日以内に、いずれの当事者も、他方の当事者に通知を与えることにより、仲裁判断における計算上の誤り、誤記やタイプミスまたは類似の性質の誤りについて訂正するよう仲裁廷に要請することができる。仲裁廷は、かかる要請について他方の当事者が意見を表明するため、一定の期限（ただし、原則として、15日を超えないことを条件とする）を設定するものとする。

37.2 仲裁廷は、適切であると判断した場合は、訂正の要請を受けてから30日以内に（ただし、仲裁廷は、必要に応じて、かかる期間を延長することができる）、仲裁判断の訂正を行うものとする。

37.3 仲裁廷は、仲裁判断の日付から30日以内に、自らの職権により、仲裁判断を訂正することができる。

37.4 仲裁廷は、(a) 38条に基づく仲裁判断のいずれかの点もしくはいずれかの部分についての解釈、または、(b) 39条に基づく追加的な仲裁判断の争点によって必然的に生じる、または、それらの結果として生じる仲裁判断のさらなる訂正を行う権限を有するものとする。

37.5 仲裁判断の訂正は書面でなされるものとし、34条2項から34条6項の規定が適用されるものとする。

第38条 仲裁判断の解釈

38.1 仲裁判断を受領してから30日以内に、いずれの当事者も、他方の当事者に通知を与えることにより、仲裁廷による仲裁判断の解釈を要請することができる。仲裁廷は、かかる要請について他方の当事者が意見を表明するため、一定の期限（ただし、原則として、15日を超えないことを条件とする）を設定するものとする。

38.2 仲裁廷は、仲裁判断の解釈の要請を受けてから30日以内に（ただし、仲裁廷は、必要に応じて、かかる期間を延長することができる）、自らが適切と判断する解釈を書面で提示するものとする。

38.3 仲裁廷は、(a) 37条に基づく仲裁判断における誤りの訂正、または、(b) 39条に基づく追加的な仲裁判断の争点によって必然的に生じる、あるいは、それらの結果として生じる仲裁判断のさらなる解釈を提示する権限を有するものとする。

38.4 38条に基づき示される解釈は、仲裁判断の一部を構成するものとし、34条2項から34条6項の規定が適用されるものとする。

第39条 追加的な仲裁判断

- 39.1 仲裁判断を受領してから30日以内に、いずれの当事者も、他方の当事者に通知を与えることにより、仲裁手続で提示されたが、仲裁判断で取り扱われていない請求について追加的な判断を下すよう仲裁廷に要請することができる。仲裁廷は、かかる要請について他方の当事者が意見を表明するため、一定の期限（ただし、原則として、30日を超えないことを条件とする）を設定するものとする。
- 39.2 仲裁廷がかかる要請が正当であると判断した場合、仲裁廷は、かかる要請を受けてから60日以内に（ただし、仲裁廷は、必要に応じて、かかる期間を延長することができる）、追加的な判断を下すものとする。
- 39.3 仲裁廷は、(a) 37条に基づく仲裁判断における誤りの訂正、または、(b) 38条に基づく仲裁判断のいずれかの点もしくはいずれかの部分の解釈によって必然的に生じる、または、それらの結果として生じる追加的な仲裁判断を下す権限を有するものとする。
- 39.4 追加的な仲裁判断を下す場合は、34条2項から34条6項の規定が適用されるものとする。

第40条 仲裁費用の予納金

- 40.1 被申立人が仲裁通知書を受領した後可能な限り速やかに、HKIACは、原則として、申立人および被申立人の双方に対して、33条1項(a)、(b)、(c) および (f) に定められた費用の予納金と同額の金額をHKIACに預託するよう要請するものとする。HKIACは、かかる要請の写しを仲裁廷に提出するものとする。

-
- 40.2 被申立人が反対請求の申立てを行う場合、または、その状況下において適切と認められる場合、HKIAC は、それぞれ別個の予納金を請求することができる。
- 40.3 仲裁手続において、HKIAC は、当事者に対して、追加的な予納金を HKIAC に預託するよう要請することができる。HKIAC は、かかる要請の写しを仲裁廷に提出するものとする。
- 40.4 予納金の要請を受けてから 30日以内に、要請された予納金が HKIAC に対して全額支払われなかった場合、HKIAC は、要請された金額を当事者のいずれか一方が支払うよう当事者に通知するものとする。かかる支払がなされなかった場合、仲裁廷は、仲裁の一時停止もしくは終了を命じることができる、または、仲裁廷が適切と判断する根拠に基づき、かつ仲裁廷が適切と判断する請求もしくは反対請求に関して、仲裁を継続することができる。
- 40.5 最終仲裁判断を下した時点で、仲裁廷は、HKIAC が受領した予納金に関する計算書を当事者に提出するものとする。未支出残高がある場合、HKIAC はこれを当事者に返還するものとする。
- 40.6 HKIAC は、当事者によって支払われた予納金を、香港の評判の高い公認預金受入機関に開設された利付預金口座に預け入れるものとする。口座を選択するにあたり、HKIAC は、かかる資金を直ちに引き出すことが必要になる可能性を十分に考慮しなければならない。

第VI章 その他の規定

第41条 簡易手続

41.1 下記のいずれかの事由に該当する場合、当事者は、仲裁廷が構成される前に、41条2項に従って仲裁を行うよう書面でHKIACに申請することができる。

- (a) 請求および反対請求（または相殺抗弁）の合計額に相当する紛争中の金額が、25,000,000香港ドルを超えない場合
- (b) 当事者が合意した場合
- (c) 例外的な緊急事態の場合

41.2 HKIACが当事者の意見を検討した後、41条1項によりなされた申請を許可した場合、仲裁手続は、以下のような必要な変更を加えたうえで、本規則の上記規定に基づく簡易手続に従って行われるものとする。

- (a) 仲裁合意で三人の仲裁人が定められている場合を除き、事案は、単独仲裁人に付託されるものとする。
- (b) 仲裁合意で三人の仲裁人が定められている場合であっても、HKIACは、当事者に対して事案を単独仲裁人に付託するよう要請するものとする。当事者が合意に至らなかった場合、事案は、三人の仲裁人に付託されるものとする。
- (c) HKIACは、本規則に定められた期限およびそれ以外にHKIACが設定したいかなる期限も短縮することができる。

-
- (d) 仲裁通知書に対する答弁書を提出した後、当事者は、原則として、1通の請求陳述書および1通の抗弁陳述書（および反対請求）を提出することができる。さらに、該当する場合は、反対請求に対する回答として、1通の抗弁陳述書を提出することができる。
 - (e) 仲裁廷は、書証のみを根拠として紛争について判断を下すものとする。ただし、仲裁廷が一回以上の審問を開催することが適切であると判断した場合はこの限りではない。
 - (f) 仲裁判断は、HKIAC が仲裁廷に一件書類を送付した日から6カ月以内に下されるものとする。例外的な状況下にある場合、HKIAC は、かかる期限を延長することができる。
 - (g) 仲裁廷は、仲裁判断の根拠となる理由の概要を記載するものとする。ただし、当事者が、理由の記載を不要とすることに合意している場合はこの限りではない。

41.3 当事者間で別段の合意がある場合を除き、41条に規定された簡易手続は、28条に基づき併合された仲裁手続または29条に基づき開始された仲裁手続には適用されないものとする。

第42条 秘密保持義務

42.1 当事者による別段の合意がない限り、いずれの当事者も、以下の事項に関連する情報を公表、開示または伝達してはならないものとする。

- (a) 仲裁合意に基づく仲裁、または
- (b) 仲裁において下された仲裁判断

42.2 42条1項の規定は、仲裁廷、附属規程4に従い選任される緊急仲裁人、専門家、証人、仲裁廷の書記官および HKIAC にも適用されるものとする。

42.3 42条1項の規定は、当事者が、下記のいずれかに該当する場合、42条1項に定められた情報を公表、開示または伝達することを妨げるものではない。

(a) 裁判所またはその他の司法当局での法的手続において、

(i) 当事者の法律上の権利もしくは利益を保護または追求する場合、または

(ii) 42条1項に定められた仲裁判断を強制執行する場合、または仲裁判断に対して異議申立てを行う場合

(b) 当事者が法律により公表、開示または伝達を行うことを義務付けられている場合で、政府機関、監督官庁、裁判所または裁決機関に対して公表、開示または伝達する場合、または

(c) 当事者の専門アドバイザーやその他の助言者（実際に証人や専門家になっている人、今後証人や専門家になる可能性がある人を含む）に対して公表、開示または伝達する場合

42.4 仲裁廷による審議内容は機密扱いとする。

42.5 仲裁判断は、全部かまたは抜粋もしくは要約かを問わず、以下のすべての条件を充足している場合に限り、公表することができる。

(a) 公表を求める申立書が HKIAC 宛てに送付されており、

(b) 当事者の氏名や名称への言及がすべて削除されており、かつ

-
- (c) HKIAC が設定した異議申立期限内に、いずれの当事者も仲裁判断の公表に対する異議を述べなかった場合。何らかの異議が述べられた場合、仲裁判断は公表されないものとする。

第43条 免責

- 43.1 HKIAC の理事会または本規則で定めた職務を遂行するため HKIAC によって明確に指名された委員会、小委員会もしくはその他の組織や人、または、HKIAC の事務局長もしくは事務局員、仲裁廷、緊急仲裁人、仲裁廷が選任した専門家または仲裁廷の書記官は、本規則に基づき行われる仲裁に関する作為または不作為について一切責任を負わないものとする。ただし、かかる行為が不誠実に行われた場合、または行われなかった場合はこの限りではない。
- 43.2 仲裁判断が下された後、37条から 39条で定めた仲裁判断の修正、解釈および追加の可能性が消滅した時点で、HKIAC もしくは仲裁廷、緊急仲裁人、仲裁廷が選任した専門家または仲裁廷の書記官は、仲裁に関する問題に関していかなる者に対しても陳述を行う義務を負わないものとし、また、いずれの当事者も、仲裁に起因して生じる法的手続やその他の手続において、HKIAC もしくは仲裁廷、緊急仲裁人、仲裁廷が選任した専門家または仲裁廷の書記官を証人とすることを求めてはならないものとする。

附属規程 1

登録手数料および管理手数料

(金額はすべて香港ドル
(以下「HKD」という)で表示されている)

発効日：2015年2月1日

1. 登録手数料

- 1.1 仲裁通知書を提出する場合、申立人は、HKIAC が設定した金額の登録手数料を支払うものとする。登録手数料は、仲裁通知書が提出された日付において、HKIAC のホームページに掲載された金額とする。
- 1.2 申立人が登録手数料を支払わなかった場合、HKIAC は、仲裁規則4条7項に従い、仲裁手続を進めないものとする。
- 1.3 登録手数料は返還不能とする。

2. HKIAC の管理手数料

- 2.1 HKIAC の管理手数料は、以下の表に従って決定されるものとする。

SUM IN DISPUTE (in HKD) 係争額 (香港ドル)	ADMINISTRATIVE FEE (in HKD) 管理手数料 (香港ドル)
Up to 400,000 [400,000以下]	19,800
From 400,001 to 800,000 [400,001 ~ 800,000]	19,800 + 1.300% of amt. over 400,000 [19,800 + 400,000超の金額の 1.300%]
From 800,001 to 4,000,000 [800,001 ~ 4,000,000]	25,000 + 1.000% of amt. over 800,000 [25,000 + 800,000超の金額の 1.000%]
From 4,000,001 to 8,000,000 [4,000,001 ~ 8,000,000]	57,000 + 0.545% of amt. over 4,000,000 [57,000 + 4,000,000超の金額の 0.545%]
From 8,000,001 to 16,000,000 [8,000,001 ~ 16,000,000]	78,800 + 0.265% of amt. over 8,000,000 [78,800 + 8,000,000超の金額の 0.265%]
From 16,000,001 to 40,000,000 [16,000,001 ~ 40,000,000]	100,000 + 0.200% of amt. over 16,000,000 [100,000 + 16,000,000超の金額の 0.200%]
From 40,000,001 to 80,000,000 [40,000,001 ~ 80,000,000]	148,000 + 0.110% of amt. over 40,000,000 [148,000 + 40,000,000超の金額の 0.110%]
From 80,000,001 to 240,000,000 [80,000,001 ~ 240,000,000]	192,000 + 0.071% of amt. over 80,000,000 [192,000 + 80,000,000超の金額の 0.071%]
From 240,000,001 to 400,000,000 [240,000,001 ~ 400,000,000]	305,600 + 0.059% of amt. over 240,000,000 [305,600 + 240,000,000超の金額の 0.059%]
Over 400,000,000 [400,000,000超]	400,000 [400,000]

-
- 2.2 係争金額を決定するにあたっては、請求および反対請求の金額を合算する。相殺抗弁に関しても同じ規則が適用されるものとする。ただし、仲裁廷が、当事者と協議した後、かかる相殺抗弁には膨大な追加業務を要すると判断したときはこの限りではない。
- 2.3 係争金額の算定にあたっては、利息請求額を考慮しないものとする。ただし、利息請求額が元本請求額を超える場合は、紛争金額の算定において利息請求額のみを考慮するものとする。
- 2.4 18条2項、27条14項もしくは28条9項に従う場合、または、例外的な状況下にあるとHKIACが判断する場合、HKIACの管理手数料は、2.1項に従い計算された金額を超える可能性がある。
- 2.5 係争金額を具体的な数字で表すことができない場合、HKIACの管理手数料は、事案の事情を考慮したうえで、HKIACによって設定されるものとする。
- 2.6 香港ドル以外の通貨で表示された金額は、仲裁通知書が提出された日付、または、新たな請求、相殺抗弁もしくは請求や抗弁の修正が申し立てられた時点において、HSBC銀行が発表する為替レートで香港ドルに換算されるものとする。

附属規程2

仲裁廷の報酬、費用および諸条件

1時間あたりの単価を基準とする
発効日：2013年11月1日

1. 適用範囲および解釈

- 1.1 仲裁規則9条2項に従うことを前提として、本附属規程は、仲裁規則10条1項(a)に従って仲裁廷の報酬や費用が決定される仲裁および附属規程4に基づく緊急仲裁人の選任に適用されるものとする。
- 1.2 HKIACは、自らが適切と判断するところに従い、本附属規程の条件および本附属規程の適用範囲を解釈することができる。
- 1.3 本附属規程は、仲裁通知書が提出された日付において有効な「附属規程2に基づく仲裁廷の報酬、費用および諸条件および1時間あたりの単価に関する実務便覧」によって補足される。

2. 仲裁廷に対する支払

- 2.1 仲裁廷に対する支払は、原則として、仲裁規則40条に従って当事者が予納した資金からHKIACによって行われるものとする。HKIACは、HKIACが適切と判断する割合で、一回以上の暫定的または最終的な支払を仲裁廷に対して行うよう、当事者に命じることができる。
- 2.2 支払が要請された時点で予納された資金が不足している場合、支払に関する請求書を当事者に提出して、当事者による直接の支払を求めることができる。

2.3 仲裁廷による別段の指示がない限り、仲裁廷に対する支払は、香港ドルで行われるものとする。

2.4 当事者は、いずれの当事者が仲裁人を選任したかにかかわらず、仲裁人の報酬および費用について連帯して責任を負うものとする。

3. 仲裁廷の費用

3.1 仲裁廷は、1.3項に定めた実務便覧に従い、仲裁廷が支出した合理的な費用について返金を受けるものとする。

3.2 仲裁廷の費用は、本附属規程の9項に基づく1時間あたりの単価を考慮して計算される仲裁廷の報酬には含まれないものとする。

4. 管理費用

当事者は、仲裁を行うために実施される事務手続や支援サービスに関連して合理的に発生する費用や経費について責任を負うものとする。かかる費用や経費には、審問室、通訳および記録サービスに要する費用が含まれるが、これらに限定されないものとする。かかる管理費用は、費用が発生した時点で、仲裁規則40条に定められた予納金から直接支払われるものとする。

5. 交替させられた仲裁人に支払われる報酬および費用

仲裁規則12条、27条または28条に従い、仲裁人が交替させられた場合、HKIACは、仲裁人の報酬を決定するために採用される手法、仲裁に関連して仲裁人が行った業務内容、係争対象物の複雑さなどを含め、事案の事情を考慮したうえで、交替させられた仲裁人の業務（もしあれば）に対して支払われる報酬や費用の金額を決定するものとする。

6. 仲裁廷の書記官に支払われる報酬および費用

仲裁廷が、仲裁規則13条4項に従い、書記官を選任した場合、かかる書記官に対しては、HKIACが設定した金額を超えない範囲で、報酬が支払われるものとする。かかる金額は、仲裁通知書が提出された日付において、HKIACのホームページに掲載された金額とする。書記官の報酬および費用は別個に請求されるものとする。仲裁廷は、仲裁規則33条1項(c)に基づき、書記官の報酬や費用の総額を決定するものとする。

7. 仲裁判断に対する留置権

HKIAC および仲裁廷は、未払いの報酬や費用の支払を担保するため、仲裁廷によって下されたいかなる仲裁判断に対しても留置権を有するものとする。したがって、HKIAC および仲裁廷は、当事者が連帯して、または当事者がそれぞれ単独で、かかる未払いの報酬や費用を全額支払うまで、当事者に対して仲裁判断を送付することを拒否することができる。

8. 準拠法

本附属規程の条件および当該条件に起因して生じる契約外の義務、または当該条件に関連して生じる契約外の義務は、香港法に準拠し、同法に従って解釈されるものとする。

9. 仲裁廷の報酬の金額

9.1 仲裁人に対しては、仲裁に関連して合理的に遂行されるすべて業務に対して、1時間あたりの単価によって計算される報酬が支払われるものとする。

-
- 9.2 本附属規程の9.3項および9.4項に従うことを前提として、9.1項に定める料金は、仲裁規則10条2項に従って合意されるものとする。仲裁人は、仲裁規則9条に基づき HKIAC が仲裁人の選任を確認する前に、本附属規程の9項に従って仲裁廷の報酬額について書面で合意するものとする。
- 9.3 仲裁人が合意した1時間あたりの単価は、HKIAC によって設定された金額を超えないものとする。かかる金額は、仲裁通知書が提出された日付において、HKIAC のホームページに掲載された金額とする。
- 9.4 9.3項に従うことを前提として、仲裁人は、HKIAC によって仲裁人の選任の確認がなされた日の各応答日に、事前に合意した1時間あたりの単価を見直し、10パーセントを上限として、かかる単価を増額することができる。
- 9.5 仲裁のすべての当事者が書面をもって明確に合意した場合、または、例外的な状況下において HKIAC が決定した場合に限り、報酬額をさらに増額することができる。
- 9.6 仲裁人としての義務を履行するために仲裁人が出張することが必要になった場合、仲裁人は、以下の料率で請求し、返金を受けることができる。
- (a) 業務ではなく移動のみに費やした時間については、事前に合意した1時間あたりの単価の50パーセント
 - (b) 出張中の業務に費やした時間については、事前に合意した1時間あたりの単価の100パーセント

10. 解約手数料

- 10.1 事前に予約した審問が取り消された場合は常に、以下の条件に従うことを前提として、解約手数料が支払われるものとする。
- (a) 仲裁廷の要請に応じて予約が取り消された場合、解約手数料は請求されない。
 - (b) 予約日の30日前未満に、一方の当事者の要請に応じて予約が取り消された場合、適用される1時間あたりの料金の8倍に相当する金額の75パーセントを、1日あたりの解約手数料として支払うものとする。
 - (c) 予約日の60日前から30日前までに、一方の当事者の要請に応じて予約が取り消された場合、適用される1時間あたりの料金の8倍に相当する金額の50パーセントを、1日あたりの解約手数料として支払うものとする。
 - (d) 予約日の61日以上前までに、一方の当事者の要請に応じて予約が取り消された場合、解約手数料は請求されない。
 - (e) 上記のいずれの場合も、予約日（予約期間）において事案に費やされたすべての時間につき控除されるものとする。
- 10.2 すべての当事者の合意を得ずに、審問日が取り消された、または延期された場合にも、後に費用配分を決定するにあたり、本条項の規定を考慮することができる。

附属規程 3

仲裁廷の報酬、費用および諸条件 係争金額を基準とする

(金額はすべて香港ドル (以下、「HKD」という) で表示されている)

発効日：2013年11月1日

1. 適用範囲および解釈

- 1.1 下記の 1.2項および仲裁規則9条2項に従うことを前提として、本附属規程は、仲裁規則10条1項(b)に従って仲裁廷の報酬や費用が決定される仲裁に適用されるものとする。
- 1.2 本附属規程は、附属規程4に基づく緊急仲裁人の選任には適用されないものとする。
- 1.3 HKIAC は、自らが適切と判断するところに従い、本附属規程の条件および本附属規程の適用範囲を解釈することができる。
- 1.4 本附属規程は、仲裁通知書が提出された日付において有効な「附属規程3に基づく仲裁廷の報酬、費用および諸条件および紛争金額に関する実務便覧」によって補足される。

2. 仲裁廷に対する支払

- 2.1 仲裁廷に対する支払は、原則として、仲裁規則40条に従って当事者が予納した資金から HKIAC によって行われるものとする。HKIAC は、HKIAC が適切と判断する割合で、一回もしくは複数回の暫定的または最終的な支払を仲裁廷に対して行うよう、当事者に命じることができる。
- 2.2 支払が要請された時点で予納された資金が不足している場合、支払に関する請求書を当事者に提出して、当事者による直接の支払を求めることができる。

-
- 2.3 仲裁廷による別段の指示がない限り、仲裁廷に対する支払は、香港ドルで行われるものとする。
- 2.4 当事者は、いずれの当事者が仲裁人を選任したかにかかわらず、仲裁人の報酬および費用について連帯して責任を負うものとする。

3. 仲裁廷の費用

- 3.1 仲裁廷は、1.4項に定めた実務便覧に従い、仲裁廷が支出した合理的な費用について返金を受けるものとする。
- 3.2 仲裁廷の費用は、本附属規程の6項に基づき請求される仲裁廷の報酬の決定には含まれないものとする。

4. 管理費用

当事者は、仲裁を行うために提供される事務手続や支援サービスに関連して合理的に発生する費用や経費について責任を負うものとする。かかる費用や経費には、審問室、通訳および記録サービスに要する費用が含まれるが、これらに限定されないものとする。かかる管理費用は、費用が発生した時点で、仲裁規則40条に定められた予納金から直接支払われるものとする。

5. 交替させられた仲裁人に支払われる報酬および費用

仲裁規則12条、27条または28条に従い、仲裁人が交替させられた場合、HKIACは、仲裁人の報酬を決定するために採用される手法、仲裁に関連して仲裁人が行った業務内容、係争対象物の複雑さなどを含め、事案の事情を考慮したうえで、交替させられた仲裁人の業務（もしあれば）に対して支払われる報酬や費用の金額を決定するものとする。

6. 仲裁廷の報酬の決定

6.1 仲裁廷の報酬は、以下の表に従って算定されるものとする。以下の表に基づき算定される報酬は、一人の仲裁人に支払われる最高金額を表示したものである。

SUM IN DISPUTE (in HKD) 係争額 (香港ドル)	ARBITRATOR' S FEES (in HKD) 仲裁人の報酬 (香港ドル)
Up to 400,000 [400,000以下]	11.0000% of amount in dispute [係争額の 11.0000%]
From 400,001 to 800,000 [400,001 ~ 800,000]	44,000 + 10.000% of amt. over 400,000 [44,000 + 400,000超の金額の 10.000%]
From 800,001 to 4,000,000 [800,001 ~ 4,000,000]	84,000 + 5.300% of amt. over 800,000 [84,000 + 800,000超の金額の 5.300%]
From 4,000,001 to 8,000,000 [4,000,001 ~ 8,000,000]	253,600 + 3.780% of amt. over 4,000,000 [253,600 + 4,000,000超の金額の 3.780%]
From 8,000,001 to 16,000,000 [8,000,001 ~ 16,000,000]	404,800 + 1.730% of amt. over 8,000,000 [404,800 + 8,000,000超の金額の 1.730%]
From 16,000,001 to 40,000,000 [16,000,001 ~ 40,000,000]	543,200 + 1.060% of amt. over 16,000,000 [543,200 + 16,000,000超の金額の 1.060%]
From 40,000,001 to 80,000,000 [40,000,001 ~ 80,000,000]	797,600 + 0.440% of amt. over 40,000,000 [797,600 + 40,000,000超の金額の 0.440%]
From 80,000,001 to 240,000,000 [80,000,001 ~ 240,000,000]	973,600 + 0.250% of amt. over 80,000,000 [973,600 + 80,000,000超の金額の 0.250%]
From 240,000,001 to 400,000,000 [240,000,001 ~ 400,000,000]	1,373,600 + 0.228% of amt. over 240,000,000 [1,373,600 + 240,000,000超の金額の 0.228%]
From 400,000,001 to 600,000,000 [400,000,001 ~ 600,000,000]	1,738,400 + 0.101% of amt. over 400,000,000 [1,738,400 + 400,000,000超の金額の 0.101%]
From 600,000,001 to 800,000,000 [600,000,001 ~ 800,000,000]	1,940,400 + 0.067% of amt. over 600,000,000 [1,940,400 + 600,000,000超の金額の 0.067%]
From 800,000,001 to 4,000,000,000 [800,000,001 ~ 4,000,000,000]	2,074,400 + 0.044% of amt. over 800,000,000 [2,074,400 + 800,000,000超の金額の 0.044%]
Over 4,000,000,000 [4,000,000,000超]	3,482,400 + 0.0250% of amt. over 4,000,000,000 [3,482,400 + 4,000,000,000超の金額の 0.0250%] Maximum of 12,574,000 [12,574,000 を最高額とする]

-
- 6.2 仲裁廷の報酬は、一件書類が仲裁廷に送付された時点から最終仲裁判断までの仲裁廷の活動に対して支払われるものである。
- 6.3 係争金額を決定するにあたっては、請求および反対請求の金額を合算する。相殺抗弁に関しても同じ規則が適用されるものとする。ただし、仲裁廷が、当事者と協議した後、かかる相殺抗弁には膨大な追加業務を要すると判断したときはこの限りではない。
- 6.4 係争金額の算定にあたっては、利息請求額を考慮しないものとする。ただし、利息請求額が元本請求額を超える場合、紛争金額の算定において利息請求額のみを考慮するものとする。
- 6.5 10条3項(c)、18条2項、27条14項もしくは28条9項に従う場合、または、例外的な状況下にある場合、仲裁廷の報酬は、6.1項に従い計算された金額を超える可能性がある。
- 6.6 係争金額を具体的な数字で表すことができない場合、仲裁廷の報酬は、事案の事情を考慮したうえで、HKIACによって設定されるものとする。

7. 仲裁判断に対する留置権

HKIAC および仲裁廷は、未払いの報酬や費用の支払を担保するため、仲裁廷によって下された仲裁判断に対しても留置権を有するものとする。したがって、HKIAC および仲裁廷は、当事者が連帯して、または当事者がそれぞれ単独で、かかる未払いの報酬や費用を全額支払うまで、当事者に対して仲裁判断を送付することを拒否することができる。

8. 準拠法

本附属規程の条件および当該条件に起因して生じる契約外の義務、または当該条件に関連して生じる契約外の義務は、香港法に準拠し、同法に従って解釈されるものとする。

附属規程 4 緊急仲裁人手続

発効日：2013年11月1日

1. 緊急的救済を必要とする当事者は、仲裁通知書の提出と同時または提出後に、仲裁廷が構成される前に、緊急仲裁人（以下、「緊急仲裁人」という）の選任を求める申請書（以下、「申請書」という）を HKIAC に提出しなければならない。
2. 申請書は、仲裁規則2条1項に定められたいずれかの方法で提出されるものとする。申請書には、以下の情報を記載しなければならない。
 - (a) 申請書の当事者およびその代理人の氏名や名称ならびに（その時点で判明している）住所、電話番号やファックス番号および電子メールアドレス
 - (b) 申請書の提出に至った事情および仲裁に付託された紛争についての説明
 - (c) 求める緊急的救済の内容
 - (d) 仲裁廷の構成を待たずに申請者が緊急的救済を必要とする理由
 - (e) 申請者がかかる緊急的救済を受ける権利がある理由
 - (f) 関連するすべての契約、とりわけ、仲裁合意
 - (g) 緊急的救済を求める手続で使用する言語や仲裁地および適用される法に関する意見
 - (h) 本附属規程の6項に記載された金額（以下、「申請予納金」という）を HKIAC の口座宛てに小切手または電信送金のいずれの方法で支払うかについての確認
 - (i) 特定の一以上の送達方法によって仲裁の他のすべての当事者に対して同時に、申請書の写しが送付されていることの確認

-
3. 申請書には、申請者が適切と判断する、または、申請書の効率的な審査のために役立つ可能性のある文書や情報を添付することができる。
 4. 申請書は2通作成し、1通を緊急仲裁人に、もう1通をHKIACにそれぞれ提出するものとする。
 5. HKIACが申請書を受理すべきであると決定した場合、HKIACは、申請書および申請予納金の受領後2日以内に、緊急仲裁人の選任を求めるものとする。
 6. 申請予納金とは、HKIACによって設定された金額であり、申請書が提出された日付においてHKIACのホームページに掲載されている金額である。申請予納金は、HKIACの管理費用ないし緊急仲裁人の報酬および費用で構成されている。緊急仲裁人の報酬は、附属規程2に定められた条件に従い、仲裁人の1時間あたりの単価を考慮したうえで、HKIACによって決定されるものとする。HKIACは、緊急的救済を求める手続中いつであれ、事案の性質ならびに緊急仲裁人およびHKIACが遂行する業務の内容や量などを考慮したうえで、緊急仲裁人の報酬およびHKIACの管理費用の増額を決定することができる。申請書を提出した当事者が、HKIACの定める期限内に、報酬や費用の増額分を支払わなかった場合、申請書は却下されるものとする。
 7. 緊急仲裁人が選任された時点で、HKIACは、申請書の当事者に対してその旨を通知し、緊急仲裁人に一件書類を送付するものとする。その後、当事者から書面による連絡はすべて、緊急仲裁人宛てに直接提出されるものとし、他方当事者およびHKIACにはその写しがそれぞれ送付されるものとする。緊急仲裁人から当事者宛ての書面による連絡も、HKIACにその写しを送付するものとする。

-
8. 緊急仲裁人に関しては、仲裁規則11条が適用されるものとする。ただし、11条7項および11条9項に定められた期限は、3日間に短縮されるものとする。
 9. 緊急仲裁人が死亡する、緊急仲裁人の忌避が認められる、またはその他の理由により緊急仲裁人が解任される、もしくは辞任する場合、HKIACは、2日以内に代替の緊急仲裁人の選任を求めるものとする。緊急仲裁人が自ら辞任する、または一方の当事者が本附属規程の8項に基づき緊急仲裁人の選任を解約することに合意する場合であっても、仲裁規則11条6項に規定された理由の正当性を黙認するものではない。緊急仲裁人が交替した場合、緊急的救済を求める手続は、代替の緊急仲裁人が別段の決定を行わない限り、かかる仲裁人が交替した、またはその職務の遂行を中止した段階から再開されるものとする。
 10. 当事者が仲裁地についてすでに合意している場合、かかる仲裁地を緊急的救済を求める手続の仲裁地とする。当事者に合意なき場合、仲裁規則14条1項に基づく仲裁廷による仲裁地の決定に影響を与えることなく、緊急的救済を求める手続の仲裁地を香港とする。
 11. 緊急的救済を求める手続の緊急性を考慮し、かつ各当事者が申請書について意見を述べるための合理的な機会を確保したうえで、緊急仲裁人は、自らが適切であると判断する方法で仲裁手続を行うことができる。緊急仲裁人は、仲裁条項または別個の仲裁合意の存在、有効性もしくは範囲に関する異議申立てを含め、緊急仲裁人の管轄権がないと主張する異議申立てについて判断を下す権限を有するものとし、本附属規程の適用可能性に関連して生じるいかなる紛争も解決するものとする。

-
12. 申請書に基づく緊急仲裁人の決定、命令または裁定（以下、「緊急決定」という）は、HKIACが一件書類を緊急仲裁人に送付した日から15日以内に、下されるものとする。かかる期間は当事者の合意によって、または適切な状況下にある場合はHKIACによって延長することができる。
 13. 前項の期間内に、一件書類が仲裁廷に送付された場合であっても、緊急決定を下すことができる。
 14. 緊急決定は、以下の条件に従うものとする。
 - (a) 決定は書面でなされる。
 - (b) 決定には、決定が下された日付および緊急決定の根拠となる理由の概要（申請書が仲裁規則23条1項に基づき認められるか否か、または、緊急仲裁人が緊急的救済を命じる権限を有するか否かについての判断が含まれる）を記載する。
 - (c) 決定には緊急仲裁人が署名する。
 15. 緊急決定においては、緊急的救済を求める手続の費用を定め、かかる費用をいずれの当事者が負担するか、または当事者がいかなる割合で負担するかを決定しなければならない。ただし、いかなる場合も、仲裁廷は、仲裁規則33条に従い仲裁費用の負担割合を決定する最終的な権限を有するものとする。緊急的救済を求める手続の費用には、HKIACの管理費用、緊急仲裁人の報酬や費用および緊急的救済を求める手続に関して当事者が支出する合理的な費用や弁護士費用が含まれる。
 16. 緊急決定は、仲裁規則23条に従って与えられる暫定的措置と同じ効力を有するものとし、決定が下された時点で当事者を拘束するものとする。仲裁規則に基づく仲裁に合意することにより、当事者は、緊急決定に遅滞なく従うことを約束する。

-
17. 緊急仲裁人は、緊急的救済を求める当事者に対して適切な担保の提供を命じる権限を有するものとする。
 18. 緊急決定は、当事者から合理的な要請があった時点で、緊急仲裁人または仲裁廷（いったん構成された場合）によって変更、一時停止または解除することができる。
 19. 下記のいずれかに該当する事態が発生した場合、緊急決定は、当事者に対する拘束力を失うものとする。
 - (a) 緊急仲裁人または仲裁廷が緊急決定は当事者に対する拘束力を失うとする決定を下したとき
 - (b) 仲裁廷が最終仲裁判断を下したとき（ただし、仲裁廷による別段の明示的な決定がある場合はこの限りではない）
 - (c) 最終仲裁判断が下される前に、すべての申立てが取り下げられたとき、または仲裁が終了したとき
 - (d) 緊急仲裁決定が下された日から 90日以内に、仲裁廷が構成されなかったとき。ただし、かかる期間は当事者の合意によって、または適切な状況下にある場合は HKIAC によって延長することができる。
 20. 本附属規程の 13項に従うことを前提として、緊急仲裁人は、仲裁廷が構成された後は、仲裁人として行為する権限を失うものとする。
 21. 緊急仲裁人は、申請書の原因となった紛争に関連する仲裁で、緊急仲裁人として行動した仲裁について、仲裁人として行動してはならないものとする。ただし、仲裁の当事者間に別段の合意がある場合はこの限りではない。


-
22. 緊急仲裁人手続は、いかなるときであれ、正当な権限を有する司法当局に対して、いずれか一方の当事者が緊急の暫定的または保全措置を求めることを妨げるものではない。
 23. 本附属規程において明示的に定められていないすべての事項に関して、緊急仲裁人は、仲裁規則の精神に則り行動するものとする。
 24. 緊急仲裁人は、緊急仲裁決定を有効なものとするべくあらゆる合理的な努力を尽くすものとする。

謝辞

本仲裁管理規則の準備にあたり、以下の方々から助言、コメント、指導を頂いたことに感謝いたします。

Henri Alvarez; Chiann Bao; Denis Brock; Peter Caldwell; Y K Chan; Teresa Cheng; John Choong; Peter Chow; Russell Coleman; Justin D'Agostino; Nils Eliasson; Darren Fitzgerald; Paulo Fohlin; Matthew Gearing; Peter Goldsmith; Bernard Hanotiau; Cameron Hassall; Brenda Horrigan; Neil Kaplan; Gabrielle Kaufmann-Kohler; James Kwan; William Leung; Joe Liu; Arthur Marriott; Michael Moser; Robin Peard; Lucy Reed; Kim Rooney; Kathryn Sanger; Ruth Stackpool-Moore; Christopher Tahbaz; VV Veeder; Colin Wall; Huen Wong; Philip Yang; Yeung Man Sing; Briana Young.

本仲裁管理規則の日本語翻訳について、ベーカー&マッケンジー東京事務所のご協力に感謝いたします。



For further information relating to dispute resolution in Hong Kong,
please contact:

The Secretary-General

Hong Kong International Arbitration Centre

38/F, Two Exchange Square, 8 Connaught Place, Central, Hong Kong

Tel: +852 2525 2381 Fax: +852 2524 2171

E-mail: adr@hkiac.org Webpage: <http://www.hkiac.org>

